

2010年8月12日
(平成22年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

可燃ごみ・不燃ごみ・大型ごみ及び資源ごみの収集計画の策定及び収集に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について（答申）

2010年8月12日付けで諮問（第442号）されたに可燃ごみ・不燃ごみ・大型ごみ及び資源ごみの収集計画の策定及び収集に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号による目的外に利用する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び条例第12条第5項の規定による本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり必要な個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性並びに本人通知を省略す

る合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過について

昭和47年頃から粗大ごみ・普通ごみの2分別収集を開始し、その後高度経済成長に伴い、人口の増加によりごみの排出量も増加しごみ質も変化してきた。有効なごみ減量を図る必要から、昭和53年に資源ごみ（平成13年4月より資源）回収による3分別収集を開始し、破碎施設の建設・ごみ焼却施設の整備・最終ごみ処分場の建設によるごみの適正処理化を推進してきた。

また、平成3年からコンポスト容器の購入助成制度を実施し、平成4年10月から大型ごみの有料化による排出量の削減を目的に現在の4分別収集となった。

平成9年6月から『容器包装リサイクル法』の施行により、ペットボトルのモデル地区収集を開始し、平成11年度から全市での収集を開始した。

さらに平成13年10月からプラスチック製容器包装のモデル地区収集を開始、平成14年10月から全市収集を開始、平成16年度から市民要望で収集頻度を隔週収集から毎週収集とし、ごみのさらなる減量化に取り組んでいるところである。

しかし、新たな最終処分場の建設は、用地の確保を含め困難な状況であり、現在の最終処分場の延命が緊急的な課題となっている。

この様な中、本市では藤沢市廃棄物減量等推進審議会に2004年（平成16年）11月10日『ごみ処理有料化の導入について』諮問し、2005年（平成17年）11月に『ごみ処理有料化の導入について』という答申を得て、可燃ごみ・不燃ごみの有料化と収集方法として戸別収集を平成19年4月より実施した。可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック製容器包装の集合住宅の集積所設置については、2005年10月17日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第161号で承認され、資産税課より情報を得て実施したが、ごみ処理有料化実施後新たな市民負担の軽減のため、『資源品目別戸別収集』を平成24年度より市域全域で実施し、また、それに先立ち平成23年度より市域10%区域のモデル地区で実施することになった。そこで、これらの実施にあたり前回同様の個人情報が必要となることから、諮問に至ったものである。

(2) 本人以外の者から収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

平成23年4月から資源品目別戸別収集を市域10%区域にモデル地区を拡大し、平成24年度より市域全域で実施する。実施するについては、集合住宅・雑居ビル等について『びん』『かん』『ペットボトル』『廃食用油』を収納する資源容器を設置するため資源集積場所を指定し、届け出ってもらう必要がある。

そのためには、集積場所の指定のない土地所有者及び建物の所有者の氏名及び住所を把握する必要があるが、当該情報は、環境事業センターでは把握して

おらず、当該情報を本人から収集できないことにより、集合住宅の住民が資源物を持ち出せないことにもなり、本業務の執行上著しい支障があるため、本人以外のものから、集合住宅等の土地所有者の個人情報収集する必要がある。

資源の戸別収集実施に伴い集積場所がない集合住宅等は、市域全域で約 8,000 件（平成 23 年度モデル地区：1,500 件）あり、アパート・雑居ビル等の集合住宅が集積場所の特定は不可欠であり、集積場所が指定されていない集合住宅等の土地所有者及び建物所有者の氏名及び住所を収集する以外に他に方法がないことから、資産税課所管の固定資産税課税台帳から当該土地所有者及び建物所有者の氏名及び住所を目的外に利用する必要がある。

(3) 収集する及び目的外に利用する個人情報

集積場所の指定のない土地所有者及び建物の所有者の氏名及び住所

全市域実施：約 8,000 件

（平成 23 年度モデル地区実施：約 1,500 件）

(4) 資産税課が所管する個人情報を目的外に環境事業センターが利用する方法

集積所未届出の共同住宅等について、予め環境事業センターで調査した土地・建物リストを提出し、それに対する土地所有者及び建物所有者の固定資産課税台帳をリストとして紙ベースで環境事業センターに提供する。

(5) 本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

本業務の目的は、資源の収集を従来の共同集積場所方式から戸別収集方式に変更し、住民のごみ排出の負担の軽減と利便性を向上することであり、市域全域では約 8,000 件（平成 23 年度モデル地区：1,500 件）あり、収集し及び目的外のために利用等をする個人情報の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となることから、本人通知を省略したい。

しかし、自己情報のコントロール権を保障する趣旨から、事前に広報紙等で、集合住宅等の集積場所確保に伴う本人以外からの所有者の個人情報の収集及び目的外に利用することについて、周知を図ることとしたい。

(6) 実施時期

2011 年 4 月以降予定

なお、モデル地区については、2010 年 10 月 1 日予定

(7) 提出資料

ア 資料 1 個人情報取扱事務届出書

イ 資料 2 資源品目別戸別収集に係る今後のスケジュール

ウ 資料 3 資源品目別戸別収集試行について

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報をも本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、平成23年4月から資源品目別戸別収集を市域10%区域にモデル地区を拡大し、平成24年度より市域全域で実施し、実施に当たっては、集合住宅・雑居ビル等について『びん』『かん』『ペットボトル』『廃食用油』を収納する資源容器を設置するための資源集積場所を指定し、届け出てもらう必要があるとのことである。

そのためには、集積場所の指定のない土地所有者及び建物の所有者の氏名及び住所を把握する必要があるが、実施機関では、当該情報を把握していないため、当該情報を本人から収集できないことにより集合住宅の住民が資源物を持ち出せないことにもなり、本業務の執行上著しい支障が生じるおそれがあるとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用する必要性について

実施機関では、資源の戸別収集実施に伴い集積場所がない集合住宅等は、市域全域で約8,000件（平成23年度モデル地区：1,500件）あり、アパート・雑居ビル等の集合住宅の集積場所の特定は不可欠であり、集積場所が指定されていない集合住宅等の土地所有者及び建物所有者の氏名及び住所を収集する以外に他に方法がないことから、資産税課所管の固定資産税課税台帳から当該土地所有者及び建物所有者の氏名及び住所を目的外に利用する必要があるとのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用する必要性が認められる。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

実施機関では、業務の目的は資源の収集を従来の共同の集積場所方式から戸別収集方式に変更し、住民のごみ排出の負担の軽減と利便性を向上することであり、市域全域では約8,000件（平成23年度モデル地区：1,500件）あり、収集し及び目的外のために利用等をする個人情報の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要になるとのことである。

なお、実施機関では、自己情報のコントロール権を保障する趣旨から、事前に広報紙等で、集合住宅等の集積場所確保に伴う本人以外からの所有者の個人情報の収集及び目的外に利用することについて、周知を図るとのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外から収集すること及び目的

外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上